

第1章

プランの策定にあたって

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」における、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、「21世紀の我が国の最重要課題の1つ」として位置づけられています。

少子高齢化や人口減少、人々の生活スタイルや価値観の多様化、地域社会の変化、社会経済情勢のグローバル化など、社会や経済が大きく変動する中、多様性に富んだ活力ある社会を形成していくためには、一人ひとりが、互いに人権を尊重し、多様性を認め、性別にかかわらず、家庭、職場、地域などそれぞれの場面において、その個性と能力を十分に発揮することが重要です。

近年の我が国では、平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、また、多様な働き方を選択できる社会の実現をめざして、平成30年7月には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）が公布、平成31年4月より順次施行されました。それらを踏まえ、令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取り組みが進められています。

しかし、我が国の女性の参画状況は進んでいる分野はあるものの、進展が未だ十分ではないとされています。令和3年に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、諸外国と比較した順位が156か国中120位となり、主に政治分野、経済分野の進捗が遅れている結果となり、より一層の取り組みが求められています。加えて、SOGIE（性的指向・性自認・性表現）やLGBTQ（性的少数者）などの性の多様性に関する認識や自治体の取り組みが広まってきており、男女という性別にとらわれない性の多様性についても検討する必要性が高まっています。

また、近年の災害発生状況から、防災分野での男女共同参画の取り組みや、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化したドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の増加・深刻化や女性の雇用・所得への影響などに関心が高まっており、男女共同参画の視点を盛り込んだ対策が求められています。

清須市（以下「本市」という。）では、男女共同参画社会基本法の趣旨、国や県の計画の趣旨を踏まえ、平成21年3月に第1次となる「清須市男女共同参画プラン」（以下「第1次プラン」という。）を策定し、平成26年に計画の見直しを行い、男女共同参画にかかわるさまざまな取り組みを進めてきました。

このたび、令和3年度をもって、第1次プランの計画期間が終了することから、近年の社会情勢や課題を踏まえ、今後さらに、あらゆる分野における男女共同参画を総合的かつ計画的に進めていくため、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策や事業の基本となる「第2次清須市男女共同参画プラン」（以下「第2次プラン」という。）を策定することとしました。

2 男女共同参画の歩み

(1) 世界・国の動向

● 1975 (昭和50) 年～

国際連合（以下「国連」という。）は、1975（昭和50）年を「国際婦人年」と定め、メキシコシティで開催した国際婦人年世界会議において「世界行動計画」を採択しました。それ以降、各国での男女共同参画に関する取り組みが急速に進み、1979（昭和54）年には、国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、同条約の中で、「女子に対する差別」が定義されました。

国内においては、「国際婦人年」を契機として、1975（昭和50）年、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。1977（昭和52）年には、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

● 1985 (昭和60) 年～

「国際婦人の10年」の最終年にあたる1985（昭和60）年にはナイロビ世界会議において、10年間の成果の検討と評価を行うとともに、西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（以下「ナイロビ将来戦略」という。）が採択されました。

国内においては、1985（昭和60）年に女子差別撤廃条約を批准し、翌年4月「男女雇用機会均等法^{※1}」が施行、さらに1987（昭和62）年には、「ナイロビ将来戦略」を受け、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

その他の法整備としては、1992（平成4）年にすべての労働者を対象とした「育児休業等に関する法律（育児休業法）」が施行されました。

● 1994 (平成6) 年～

1995（平成7）年には、北京で開催された第4回世界女性会議において、国際社会がとるべき12の問題領域が設定され、女性の地位向上とエンパワーメントを前提に、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

国内においては、1994（平成6）年に国内組織の充実強化を図るため、「婦人問題企画推進本部」を「男女共同参画推進本部」と改め、総理府に「男女共同参画室」及び内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

男女共同参画審議会では、1996（平成8）年に「北京宣言」及び「行動綱領」を受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定され、21世紀初頭を目標とした施策の方向性が示されました。

※1 1972（昭和47）年に制定された「勤労婦人福祉法」が、1985（昭和60）年に改正し名称変更され「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」となり、1997（平成9）年に更なる改正を重ね、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」となりました。

また、1997（平成9）年には、「男女雇用機会均等法」の改正が行われ、それまでの努力義務規定が改められ、募集・採用、配置・昇進について、女性であることを理由とする差別的取り扱いが禁止されることとなり、また新たにセクシュアル・ハラスメントに関する規則などが盛り込まれました。

● 1999（平成11）年～

2000（平成12）年には、ニューヨーク国連本部で国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、政治宣言並びに「北京宣言及び行動綱領を実施するための一層の行動とイニシアチブ」からなる成果文書が採択されました。

国内においては、1999（平成11）年に、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国・地方自治体・国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律を受け、2000（平成12）年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。国の組織としては、2001（平成13）年1月に内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」が設置されました。

さらにその他、1999（平成11）年には、これまで努力義務とされていた介護休業制度が義務化に改正され、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」が施行されました。また、2000（平成12）年には「ストーカー行為等の規則等に関する法律（ストーカー規制法）」、2001（平成13）年に「DV防止法^{※2}」が施行され、つきまとい等や、配偶者からの暴力に対する法律も整備されました。

● 2004（平成16）年～

2010（平成22）年の国連総会決議により、ジェンダー分野における国連加盟国支援、国連システムのジェンダーに関する取り組みの主導、調整、促進を担うUN Women（国連女性機関：ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）の設立が採択されました。

国内においては、2007（平成19）年に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、翌年には、内閣府男女共同参画局に「仕事と生活の調和推進室」が設置されました。また、同年、男女共同参画推進本部において、「女性の参画加速プログラム」が策定され、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」「女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実」「意識の改革」の3つの取り組みを、一体的に実施することを施策の基本的方向として打ち出しました。

さらに、2014（平成26）年、政府はすべての女性が輝く社会づくりを国の最重要課題に位置づけ、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、「すべての女性が輝く政策パッケージ」が策定されました。

※2 DV防止法は、2001（平成13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」という名称で施行され、2014（平成26）年の法改正に伴い、名称変更され「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となりました。

その他の法律では、2014（平成26）年に施行された「DV防止法の一部を改正する法律」において、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象とされることとなりました。また、同年、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）」が施行されました。

● 2015（平成27）年～

2015（平成27）年の国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、そこに記載された2030年までに持続可能でより良い世界をめざす国際的な「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という。）には、17の目標のうち5番目の目標として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが掲げられました。

2016（平成28）年のG7伊勢志摩サミットにおいて、G7首脳等は「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意し、他国にも同様の行動を促すことで一致しました。

国内においては、2016（平成28）年に仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、個性や能力を存分に発揮できる社会の実現をめざし、働く女性の活躍を後押しする法律として「女性活躍推進法」が施行され、さらに2019（令和元）年に改正法が成立し、改正内容は2020（令和2）年から2022（令和4）年にかけて順次施行されています。また、2018（平成30）年には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすことを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

その他の国内の動きとして、2017（平成29）年に、働き方改革実現会議において、働き方改革を実現させるための具体的な指針として「働き方改革実行計画」が策定され、翌年、「働き方改革関連法」が公布され、2019（平成31）年から順次施行されています。また、2015（平成27）年にSDGsが採択されたことを受け、2016（平成28）年に内閣総理大臣を本部長とした全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」が設置されました。

そして、2020（令和2）年12月、我が国における取り組みの進展が未だ十分でないことへの対応策や、新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等の問題、包括性のある社会の実現などを踏まえた「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(2) 愛知県の動向

愛知県では、1989（平成元）年に女性行動計画「あいち女性プラン」が策定され、女性の自立や社会参画を促進するための基本的なあり方が示されました。その後、1996（平成8）年に県の男女共同参画社会づくりの拠点施設として、「ウィルあいち（愛知県女性総合センター）」が開設されました。

2001（平成13）年には、「男女共同参画社会基本法」及び国の男女共同参画基本計画の趣旨を踏まえ、県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定されるとともに、2002（平成14）年には、男女共同参画社会の実現に向けた県と県民、事業者の取り組みの基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が施行されました。

その後、2006（平成18）年には「あいち男女共同参画プラン21」が改定され、2011（平成23）年には、「あいち男女共同参画プラン2011～2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を、2016（平成28）年には「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」が策定されました。

さらに、あらゆる分野で女性が活躍するには未だ十分とは言えない状況や、2020（令和2）年以降の新型コロナウイルス感染症拡大などの社会情勢の変化、国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえつつ、2021（令和3）年に「あいち男女共同参画プラン2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」が策定されました。

(3) 清須市の動向

本市では、2007（平成19）年3月に、「基本構想」と「基本計画」からなる「清須市第1次総合計画」（計画期間：平成19年度～平成28年度）を策定しました。そして、2009（平成21）年10月の春日町との合併も踏まえ、「基本構想」を改定し、「基本計画」の中に「男女共同参画社会の推進」を盛り込みました。2009（平成21）年3月には、国や県での男女共同参画に関する計画策定を受け、「清須市男女共同参画プラン」を策定しました。

策定にあたっては、2008（平成20）年1月に市民を対象として男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、本市の実態を把握しました。また、男女共同参画社会をめざすための施策を掲げ、市民協働による講演会の実施、家庭相談員、女性相談員を配置し、児童虐待や児童の養育問題などの相談やDVを含めた市の相談窓口の開設などの取り組みを進めてきました。

また、「清須市男女共同参画プラン」の策定から5年経過したことを受け、施策・事業の中間評価・見直しを実施し、2014（平成26）年に「清須市男女共同参画プラン【中間見直し版】」を策定しました。

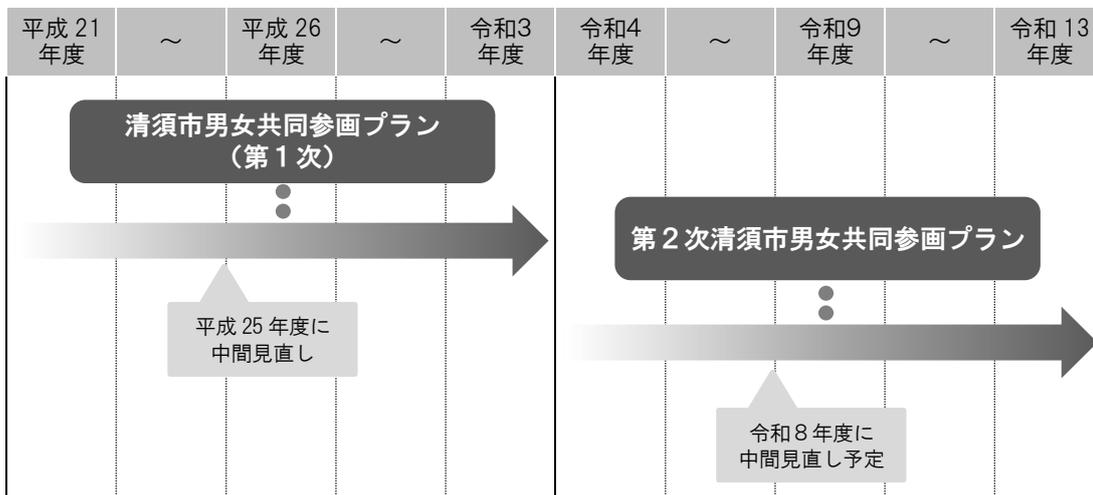
その後、2015（平成27）年には、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層推進するために、学識経験者、関係団体等の代表者からなる「清須市男女共同参画推進懇話会」を設置し、プランの策定や推進、男女共同参画に関する重要事項等を審議してきました。

そして今後さらに、あらゆる分野における男女共同参画を総合的かつ計画的に進めていくため、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策や事業の基本となる「第2次清須市男女共同参画プラン」を策定しました。

3 プランの期間

第2次プランは、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改定により、必要に応じてプランの見直しを行うものとします。

■ 計画期間



4 プランの位置づけ

(1) プランの根拠法

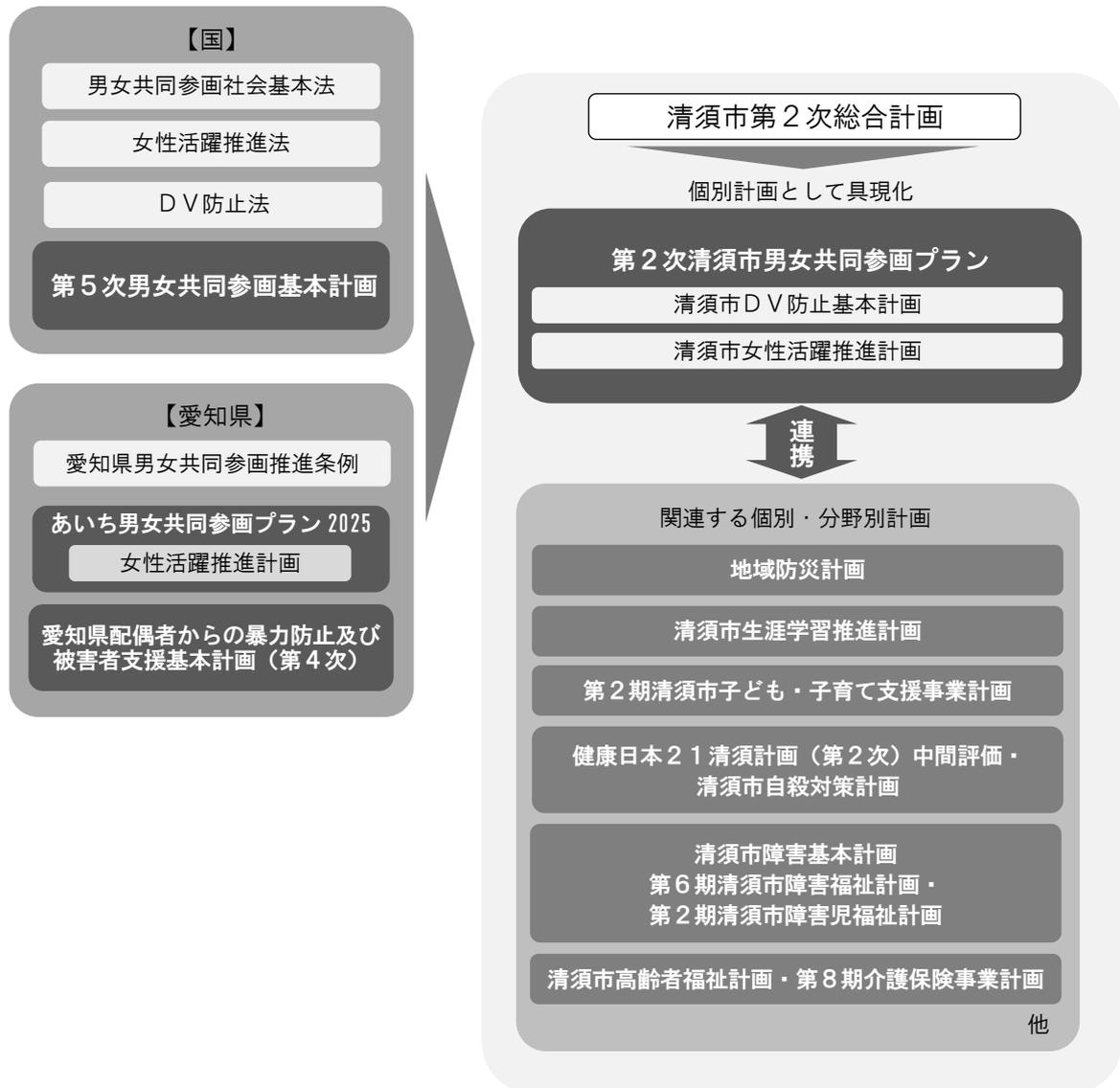
第2次プランは、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づき、清須市において男女共同参画社会の実現をめざす計画です。

また、第2次プランでは、「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」の第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を基本目標6に、「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」の第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を基本目標2、及び基本目標4に位置づけ、施策を展開します。

(2) 他計画との関連

第2次プランは、「清須市第2次総合計画」を上位計画とする部門別計画であり、関連する本市の各部門別計画との整合を図り連携し、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

■ 他計画との連携イメージ



(3) SDGsと清須市の取り組みについて

SDGsとは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。

SDGsでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざし、17の国際目標と169のターゲットが掲げられています。17の目標のうち目標5では「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられ、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）平等の実現と女性（女兒）のエンパワーメント（能力強化）をめざしています。

我が国においては、SDGsを推進するための基盤整備として、2016（平成28）年に「SDGs推進本部」が設置されました。同年12月には今後の取り組みの指針となる「SDGs実施指針」が決定され、その後2019（令和元）年12月に実施指針が改定されました。

SDGsの考え方は第2次プランのめざすべき姿に当てはまるものであるため、第2次プランに掲げる施策の推進にあたってはSDGsの目標を意識して取り組み、男女共同参画社会の実現をめざします。



■ SDGs 17の国際目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 プランの策定体制

(1) 男女共同参画に関する市民意識調査の実施

第2次プランの策定にあたり、本市に在住する市民の男女共同参画に関する意見・実態を把握し、プランの基礎資料とするために、令和3年7月に「清須市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

(2) 計画の評価・見直し

第1次プランでは、策定から5年目に施策・事業評価を踏まえて、プラン全体の見直しを行いました。また、中間見直しの評価を受けて、プランのさらなる実効性を高め、着実にプランを推進するために、各年度における施策、事業の進捗状況の把握、点検、評価を行い、清須市男女共同参画推進懇話会にて報告し、事業方針や内容の改善を図ってきました。

第2次プランにおいても、第1次プランの施策・事業の進捗状況の把握、点検、評価を行い、清須市男女共同参画推進懇話会での審議結果を踏まえて策定しました。

なお、成果指標・活動指標における目標値は、令和8年度に実施する第2次プラン中間見直しに合わせ、令和8年度時点の目標値を設定しました。

(3) 各会議等の開催

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層推進するために、学識経験者、関係団体等の代表者から構成される「清須市男女共同参画推進懇話会」を開催し、専門的な知見や意見交換など、第2次プラン（案）についての審議・検討を行いました。

(4) パブリックコメント

第2次プラン（案）に対する市民の意見を広く聴取するために、パブリックコメントを実施しました。令和3年12月24日～令和4年1月25日にかけて、市内14か所の公共施設などに第2次プラン（案）の閲覧場所を設置し、また、市のホームページにおいても第2次プラン（案）を公表し、意見を募りました。